

## 箕面粟生第二住宅自治会 弔慰規定

### 第1条

この規定は友愛を信条として、相互扶助の精神によって、会員の福祉を図ることを目的とする。

### 第2条

この規定は、その目的を達成するために、次のことを行う。

1. 会員の弔慰に伴う共済活動。
2. その他、目的を達成するために必要な諸活動。

### 第3条

この規定は会員、又は会員と同居している者に適用する。

### 第4条

規定第2条第1項による会員に関する弔事が生じた場合は、次の基準により慰金を贈る。

1. 死亡一律 10,000 円

### 第5条

この規定の経費は、自治会会費の一部でまかなう。

### 第6条

この規定の改廃は、自治会総会で承認を得ること。

### 第7条

この規定は、昭和50年8月3日より実施する。

〈改訂〉昭和54年5月13日

〈改訂〉平成4年4月1日